

# 山口県報

平成 31 年  
3 月 29 日  
(金曜日)

## 目 次

### ○企業管理規程

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………

### 山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

山口県公営企業管理者 小 松 一 彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の四項を加える。

6 所属長は、年次有給休暇を職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

7 所属長は、年次有給休暇（一の年における年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下この項、次項及び第九項において同じ。）の日数のうち五日については、別に定める期間に、職員ごとにその時期を定めることにより与えなければならない。

8 所属長は、前項の規定により年次有給休暇を与える時期を定めるときは、あらかじめ

め、当該職員の意見を聴かなければならない。この場合において、所属長は、当該職員の意見を尊重するよう努めるものとする。

9 第七項の規定にかかわらず、第六項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時期を定めることにより与えることを要しない。

第十条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年において六日の範囲内の期間

第十二条中「業務」を「公務」に改め、「には、」の下に「職員に」を加え、「おいて職員に勤務すること」を「おける勤務（以下この条において「時間外勤務」という。）」に、「当該勤務」を「時間外勤務」に改め、同条に次の六項を加える。

2 所属長は、前項の規定により時間外勤務を命ずる場合には、限度時間を超えない範囲内における必要最小限の勤務に限るものとする。この場合において、所属長は、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

3 前項の限度時間（以下単に「限度時間」という。）は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間とする。

4 業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて勤務させる必要がある所属として管理者が指定する所属（以下「指定所属」という。）に勤務する職員については、前項の規定にかかわらず、限度時間を一箇月について百時間未満及び一年について七百二十時間とすることができる。この場合における当該職員の時間外勤務の時間については、次の各号に掲げる要件を満たすものとしなければならない。

一 一箇月について四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えないこと。

二 一年を一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における一箇月当たりの平均時間が八十時間を超えないこと。

5 一年の中途において、指定所属から指定所属以外の所属の職員となつた職員に係る限度時間については、第三項の規定にかかわらず、別に定める時間とする。

6 所属長は、災害その他避けることのできない事由により特に緊急に処理すべき業務であると管理者が認める業務に従事する職員に対して、限度時間を超える時間外勤務を命ずることができる。当該業務に従事していた職員に対して時間外勤務を命ずることが必要な場合として別に定める場合も、同様とする。

7 所属長は、前項の規定により時間外勤務を命ずる職員の健康に最大限の配慮をするとともに、別に定める日までに当該時間外勤務の要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この管理規程の施行の日から平成三十一年八月三十一日までの間における改正後の山口県企業局職員就業規程第十二条第四項第二号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。